本号で公布された法令のあらまし

◇国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一三号）（内閣府本府）

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和三年法律第三三号）の施行期日は、令和三年八月一日とすることとした。

◇消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（経済産業省）

1　石油給湯機及び石油ふろがまを除く特定保守製品について、特定保守製品の指定から外すこととした。（別表第三関係）

2　別表第三から除外される製品（以下「除外対象製品」という。）のうち、一部の製品及び当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ特定保守製品及び特定製造事業者等とみなすこととした。（附則第二条関係）

3　特定製造事業者等であった者は、附則第二条の対象となる製品等を除いた除外対象製品の所有者に対して、当該製品が特定保守製品から除外されたことについて周知することとした。（附則第三条関係）

4　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第四条関係）

5　この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。

◇計量法施行令等の一部を改正する政令（政令第二一五号）（経済産業省）

一　計量法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　自動はかりのうち「目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの」を特定計量器として規定することとした。

2　自動捕捉式はかりのうち「ひょう量が五キログラム以下のもの」以外を使用の制限の特例に係る特定計量器として規定することとした。

二　計量法関係手数料令の一部改正関係（第二条関係）

1　自動捕捉式はかりについて、使用の制限の特例となる範囲を改正することに伴い、検定に係る手数料の額の区分を改定することとした。

2　騒音計に係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を改定することとした。

三　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正関係

自動捕捉式はかりの使用の制限の開始日について、二年延期することとした。（第三条関係）

四　附則関係

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

五　施行期日

この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。

政　令

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百十三号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和三年法律第三十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年八月一日とする。

内閣総理大臣　菅　　義偉
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　井上　信治
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百十四号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二条第四項及び第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、第七号から第九号までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年八月一日から施行する。

（点検等に関する経過措置）

第二条　この政令による改正前の別表第三に掲げる製品のうちこの政令による改正後の別表第三に掲げられていないもの（次条において「除外対象製品」という。）であってこの政令の公布の日前に消費生活用製品安全法第三十二条の三第二号に規定する点検期間（以下「点検期間」という。）の始期が到来しているもの及び同日から起算して一年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（この政令の施行前に同法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）並びに当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ同法第二条第四項に規定する特定保守製品（次条において「特定保守製品」という。）